

平成24年度第1回電気通信主任技術者試験の公示

電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第15条に基づき、平成24年度第1回電気通信主任技術者試験の実施の期日、場所、その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり、公示します。

平成24年 2月1日

財団法人 日本データ通信協会
理事長 齊藤 忠夫

1 試験実施日

平成24年7月8日（日曜日）

2 試験実施地及び試験会場

- (1) 試験実施地 札幌、仙台、東京、金沢、長野、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、熊本、那覇の各地区で行います。
(2) 試験会場 受験票により通知します。

3 試験申請の受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間 ア 申請書による申請 **平成24年4月1日（日）から 5月1日（火）**までです。
ただし、**実務経歴による試験科目の免除申請を伴う試験申請は4月1日（日）から4月20日（金）**までです。
(以前に経歴証明書を提出し、科目免除を認められた場合で同一種別の試験を申請するときは、5月1日（火）の締切りとなります。)
イ インターネットによる申請 **平成24年4月1日（日）から5月7日（月）**までです。
なお、インターネット申請の試験手数料払込期限は、**平成24年5月8日（火）**までです。
(2) 受付時間 ア (財)日本データ通信協会各事務所の窓口における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。
イ インターネットによる受付時間は、上記(1)イの受付期間の終日とします。

4 試験申請の手続き及び試験手数料の払込方法

(1) 申請書による申請の場合

電気通信主任技術者試験申請書兼試験手数料払込取扱票用紙に必要事項を記入して、郵便局の窓口で試験手数料を払い込んだ後、下記(3)の(財)日本データ通信協会電気通信国家試験センターへ申請書を郵送してください。試験手数料については、(財)日本データ通信協会各事務所の窓口でもお取扱いたします。なお、全ての試験科目についての試験免除の申請（以下「全科目免除」という。）及び実務経歴による試験科目の免除申請を伴う試験申請をする場合の申請は、申請書による申請に限ります。

(2) インターネットによる申請の場合

インターネットによる申請入力の際の試験手数料の払込方法

- ① 銀行を選択した場合は、指定された(財)日本データ通信協会の銀行口座に全国銀行協会加盟の銀行の窓口又はATMで払い込んでください。
② コンビニエンスストアを選択した場合は、スマートピットカードのカード番号を入力し、コンビニエンスストア（ローソン、ファミリーマート、スリーエフ、ミニストップ、サークルK、サンクスの各店舗に限ります。）で払い込んでください。
③ 郵便局を選択した場合は、郵便局備え置き的一般用の払込取扱票用紙に必要事項を記入し、(財)日本データ通信協会の振替口座に郵便局の窓口で払い込んでください。
④ 試験手数料については、(財)日本データ通信協会各事務所の窓口でもお取扱いたします。

なお、全科目免除及び実務経歴による試験科目の免除申請を伴う試験申請をする場合の申請は、インターネットによる申請の受付は行いません。ただし、以前に経歴証明書を提出し、科目免除を認められた場合で同一種別の試験を申請するときは、インターネットによる申請の受付を行います。

(3) 証明書類の提出 科目免除申請をする場合に必要な証明書類は、次の事務所に提出（郵送可）してください。提出期限は、受付締切日までです。

提出先事務所	所在地	電話番号
(財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556

5 申請書類の頒布

試験申請書その他必要書類は、下記の(財)日本データ通信協会各事務所の窓口又は郵送等（送料申請者負担）により頒布します。

6 試験種別

- (1) 伝送交換主任技術者試験 (2) 線路主任技術者試験

7 試験科目及び出題方式

(1) 試験科目

ア 法規 イ 伝送交換設備及び設備管理（伝送交換主任技術者試験の受験者に限ります。） ウ 線路設備及び設備管理（線路主任技術者試験の受験者に限ります。）
エ 専門的能力 オ 電気通信システム

(2) 出題方式

択一方式（マークシート方式）

8 科目免除

科目合格者、一定の資格又は実務経歴等を有する者及び認定学校等の単位修得者は、申請により試験が免除される試験科目があります。全科目免除申請については、上記4、5、6及び9によるほか「別記」のとおりとします。

9 試験手数料

18,700円（1試験種別当たり）

10 試験結果の通知

試験結果は、(財)日本データ通信協会が試験結果通知書により受験者全員に通知するとともに、当協会の各事務所において閲覧することができます。また、(財)日本データ通信協会電気通信国家試験センターのホームページ（<http://www.shiken.dekyo.or.jp/>）でも可否の検索ができます。

11 問い合わせ先

申請の手続き及び受験に関する問い合わせは、試験実施地（受験希望地）を受け持つ下記の各事務所で受付を行います。

試験実施地	事務所	所在地	電話番号
東 京 仙 台	(財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556
札 幌	(財)日本データ通信協会 北海道支部	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西2丁目26番地 道特会館6階	011-272-1650
長 野	(財)日本データ通信協会 信越支部	〒380-0872 長野県長野市妻科426番地1 長野県建築士会館5階	026-235-6025
金 沢	(財)日本データ通信協会 北陸支部	〒920-0912 石川県金沢市大手町15番15号 ライフ金沢第2ビル4階	076-234-6527
名 古 屋	(財)日本データ通信協会 東海支部	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁3丁目12番13号 中産連ビル新館5階	052-939-1274
大 阪	(財)日本データ通信協会 近畿支部	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル4階	06-6946-1046
広 島	(財)日本データ通信協会 中国支部	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町1番18号 佐々木ビル8階	082-223-8847
松 山	(財)日本データ通信協会 四国支部	〒790-0066 愛媛県松山市宮田町131番地1 松山第1ビル2階	089-946-4160
熊 本 福 岡 那 覇	(財)日本データ通信協会 九州支部	〒860-0012 熊本県熊本市紺屋今町2番23号 第2コーヨービル7階	096-311-1893

「別記」

1 全科目免除申請の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成24年度第1回電気通信主任技術者試験の申請受付期間中のほか、同期間前においても行うことができるものとします。

なお、当該申請受付期間経過後においては、平成24年度第2回電気通信主任技術者試験の全科目免除申請を行うことができるものとします。

(2) 受付時間

(財)日本データ通信協会事務所の窓口における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

2 試験結果の通知

全科目免除申請を受け付けたときは、(財)日本データ通信協会は、原則として、申請を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに、試験免除の可否の結果を次の区別により申請者全員に通知します。

なお、この結果については、(財)日本データ通信協会の各事務所において閲覧することができます。

(1) 全部の試験科目について試験を免除する場合

ア 試験を免除する旨の通知（以下「試験免除通知」という。）により申請者に通知します。

イ 試験免除通知については、これにより試験結果の通知を行ったものとし、試験合格とします。

(2) 上記(1)以外の場合

全部又は一部の試験科目について試験を免除しない旨の通知（以下「要試験通知」という。）により申請者に通知します。

3 試験免除通知を受けた場合の手続き

(1) 試験免除通知で試験合格となった場合の、試験合格日については、試験免除通知に記載されています。

(2) 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請は、試験合格日から3か月以内に、下記4の(2)で指定した申請者の受験希望地を管轄する総務省の各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所で行ってください。

電気通信主任技術者資格者証交付申請書に記入する受験番号は、試験免除通知に記載して通知します。

4 要試験通知を受けた場合の手続き

(1) 要試験通知により全部又は一部の試験科目について試験を免除されないこととなった場合は、その後、試験申請の受付が行われる試験申請受付期間に対応する試験実施日に試験を受験することになります。この場合、新たに申請手続きをする必要はありません。

(2) 受験希望地の指定

全科目免除申請をする際には必ず、要試験通知により受験することとなった場合の試験の受験希望地を本公示の「試験実施地」の中からあらかじめ指定してください。試験実施地については、要試験通知後、別に受験票により通知します。

なお、平成24年度第1回の試験実施地が変更になる場合がありますので、その時はその旨併せて通知します。

(3) 実施する試験の内容

要試験通知により受ける試験の内容については、すでに試験の公示を行っている場合はそれによるものとし、試験の公示を行っていない場合は、別に公示する試験内容によるものとします。

(4) 電気通信主任技術者規則第10条（科目合格者に対する試験の免除）の要件を満たさなくなる場合は、試験科目の試験免除を受けることはできません。